

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8 年 3 月 6 日
議案名	議案第 9 号 諏訪市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例を定めるについて
内容	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を新年度から実施することに 伴い、「子ども・子育て支援法」に基づく乳児等支援給付費の支給に係る事業 者の運営に関し、必要となる基準が定められるもの。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8 年 3 月 6 日
議案名	議案第 12 号 諏訪市非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
内容	民生児童委員が兼ねている福祉委員の報酬額を役割に関わらず一律に年額 8,000 円が引き上げられるもので、処遇改善によって、なり手不足の解消を図るとともに、物価高騰による影響に対応し、日頃の活動が支援されるもの。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8 年 3 月 6 日
議案名	議案第 14 号 諏訪市青少年問題協議会条例の一部改正について
内容	令和 8 年 4 月 1 日付けの組織改正に伴い、諏訪市青少年問題協議会の事務局を教育委員会から市長部局の「こども未来部次世代育成課」に改められるもの。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8年 3 月 6 日
議案名	議案第 15 号 諏訪市体育施設条例の一部改正について
内容	新年度から解体工事に着手する武道館の利用停止に伴い、本条例から当該施設に係る規定が削除されるもの。
質疑	問 武道館を解体するため、元町体育館に畳等に移したが、利用料金は。 答 元町体育館は全面、半面、4 分の1面の料金設定であり、畳が敷いてある箇所は 4 分の1面の料金となる。
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8 年 3月 6日
議案名	議案第 16 号 諏訪市福祉事務所設置条例の全部改正について
内容	令和 8 年 4 月 1 日付けの組織改正に合わせ、社会福祉法に基づく諏訪市福祉事務所の設置に関する規定を整理し、新たに必要となる事項が規定されるもの。
主な質疑	問 福祉事務所長は誰になるのか。 答 健康福祉部長とこども未来部長の2人体制となる。
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8年 3 月 6 日
議案名	議案第 17 号 諏訪市保育所条例及び諏訪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
内容	新年度から実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が、本条例内で規定する一時保育事業と同様の性格を有することから、制度体系の明確化と整合性を図るため、一時保育事業に関わる規定がそれぞれ削除されるもの。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8年 3 月 6 日
議案名	議案第 18 号 諏訪市福祉医療費給付金条例の一部改正について
内容	県の要綱の一部が改正されたことに伴い、これまで支給の対象外となっていた精神障がい者への入院医療費を新たに支給対象に加え、また、入院時の食事療養費及び生活療養費を支給対象外とするなど所要の改正が行われるもの。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8年 3 月 6 日
議案名	議案第 19 号 諏訪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
内容	「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の施行に伴い、「子ども・子育て支援法」の定義を引用するなど所要の改正が行われるもの。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8 年 3 月 6 日
議案名	議案第 20 号 諏訪市国民健康保険税条例の一部改正について
内容	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、「子ども・子育て支援金制度」が開始されることから、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を国民健康保険税の納税義務者に対する課税額として追加されるもの。
主な質疑	無し
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8年 3 月 6日
議案名	議案第 24 号 土地の取得について
内容	南部地区小中一貫教育学校建設基本構想に基づく学校建設に向けた用地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決が求められるもの。
主な質疑	問 土地の値段だけではなく、家屋の移転などに関する補償料等も含まれるのか。 答 補償料も含まれている。
討論	無し
審査結果	全会一致可決

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8年 3 月 6日
議案名	議案第 26 号 令和 7 年度 諏訪市一般会計補正予算（第 9 号）
内容	<p>民生費は補正額 281 万円で、児童福祉費に令和 6 年度障害児入所給付費に係る国庫負担金の返還金が計上された。</p> <p>衛生費は、補正額 1,907 万 5,000 円で、保健衛生費の予防費に、令和 5 年度、6 年度に実施された新型コロナウイルスワクチン接種対策費等に係る国庫負担金及び補助金について、事業費の精算に伴う返還金が計上されるとともに、すわっこランド費に、人件費の増加に伴う指定管理料の追加分及び漏水に伴う損失補填金が計上された。また、清掃費には、今年度より開始されたプラスチック類の一括回収において、見込みを上回る回収量があったため、可燃資源物処理委託料が増額計上された。</p> <p>教育費は、補正額 6 億 2,060 万 5,000 円で、教育総務費に南部地区小中一貫教育学校の整備を見据え、学校施設整備基金への積立金が計上されるとともに、小学校費及び社会教育費には、国の補正予算に伴う前倒し分として、城南小学校の大規模改修及び特別教室などへのエアコン設置等に要する経費、文化センター改修事業費が計上された。</p> <p>また、昨年、文化センター大規模改修プロジェクト第 1 弾として実施されたクラウドファンディングなどの寄附金を事業費に充当する財源振替が行われた。</p>
主な質疑	<p>問 文化センター改修事業費について、先日の工事現場視察の際、参加者からどのような意見や質問があったか。</p> <p>答 吉田五十八の意匠として特徴的なホールの天井については、非常に時間をかけて、皆さんにじっくりご覧いただいた。改修後はどのように使われるのかというような質問を多くいただいた。</p> <p>問 すわっこランド費について734万3,000円の補填金の詳細は。</p> <p>答 補填金について、漏水補填のみである。</p> <p>漏水補償では、令和7年1月1日から漏水していたものとし、漏水工事に伴い水を止めた前日までを漏水期間とすることで合意した。これに、水道料金及び下水道料金の1㎡当たりの単価を掛け合わせる形で算定し、最終的に約734万円となった。</p>

主な質疑	問 すわっこランドの補償の関係で、日数は何日分支払ったのか。 答 令和7年1月から10月の工事の始まる前日までの286日間。
討論	反対討論 文化センターの改修については以前から反対。規模も大きく負の遺産を残していくこととなる。将来的に誰が責任をとるのか不明確であるため反対。  賛成討論 文化センターの改修事業費については、市民文化活動の拠点を、安全快適に維持するために、必要不可欠な事業であり、老朽化対策と、機能向上を図り、将来へ誇れる施設として継承するという観点から、本事業に賛成。
審査結果	生涯学習課に関する部分の審査について、賛成多数で可決。 その他の部分については、全会一致可決。

委員会名	社会文教委員会
審査年月日	令和 8年 3 月 6日
陳情名	陳情第39号 消炎鎮痛剤やアレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情書
陳情者名	諏訪地方社会保障推進協議会 会長 毛利正道氏
内容	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などの追加負担を求めることは、患者の受療権や健康権の侵害につながり受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題である。よって、全ての国民が必要な医療を受けることができるよう、このような薬の追加負担を行わないことを求めるもの。
主な質疑	<p>問 3割負担の方が5割負担に増える根拠は。</p> <p>答 例えば、1,000 円だと現状、自己負担 3 割で 300 円。この制度が始まると、4分の1が特別料金250円、残り750円に対して、3割負担となり225 円。よって、250円×消費税に3割負担の225円を足して500円となる。</p> <p>問 初診料など含め、全体の支払った総額が対象という解釈か。</p> <p>答 薬剤費のみである。</p> <p>問 入院の場合も薬が出るが、同じように負担が増えるのか。</p> <p>答 入院患者のほか、子供、がん患者、難病患者、低所得者の方等については、要検討する方たちとして、配慮の必要性があるとなっている。</p> <p>問 現状で配慮する必要がある方等は、継続して3割負担なのか。</p> <p>答 去年の12月の政府、与党間の中でも、まだはっきりしていない。</p> <p>問 医療費は増加しているが、支出削減や、応分負担についての考えは。</p> <p>答 応能負担について、国で考えていただきたい。</p>
討論	<p>反対討論</p> <p>消炎鎮痛剤等は必要に応じて使用されるものと理解しているが、市販されている薬でありながら、特に高齢者の場合は自己負担が1割にとどまっている点について、公平性の観点から課題があると感じる。患者に一定の負担をお願いすることはやむを得ないため不採択。</p>

	<p>賛成討論</p> <p>市民の健康維持に必要な医療、医薬品へのアクセスを守る観点からも重要な陳情であり、経済的理由により、適切な治療が妨げられることがあってはならないと考えるため採択。</p>
審査結果	賛成少数で不採択